

令和2年度京都府丹後テキスタイルブランド支援強化事業費補助金 募集要項

1 事業の概要

(1) 目的

自社独自の技術や素材を活かし、マーケットニーズにマッチした新商品・サービス・ビジネスモデルの開発や、新分野進出、新たな販路開拓等に取り組む丹後の織物事業者等を対象に、その推進に要する費用の一部を助成するとともに、織物・機械金属振興センターによる伴走支援を通じ、丹後地域における織物業の魅力の発信と、新事業創出・継続的ビジネスの構築に向けた取組を強め、丹後の織物業の活性化と成長発展を図ることを目的として、本事業を実施します。

(2) 補助対象者

丹後地域内（宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）に事業所を有する織物事業者又は織物事業者が含まれるグループ（グループの代表となる企業は、織物事業者であること）で、京都府織物・機械金属振興センターと連携して事業に取り組む事業者が応募できます。

詳細は「2 応募資格」の項を参照してください。

(3) 補助対象事業

- ①自社独自の技術や素材を活かした試作・開発、商品等の改良
- ②新たな流通ルートの開拓（海外含む）
- ③マーケットニーズの調査
- ④丹後地域における織物業の魅力の発信及び広報宣伝

(4) 事業期間

交付決定日から令和3年2月28日（日）まで

※事前着手届の提出があった場合は、届出日から令和3年2月28日（日）まで。

(5) 補助率等

補助率：補助対象経費の2分の1以内

補助金の上限：1,000千円

補助金の下限：200千円

※なお、補助金は、予算の範囲内で交付されますので、採択されても申請金額の全額が交付されるとは限りません。

(6) 補助対象経費

事業の実施に直接必要な経費のうち、次に掲げるものが対象となります。

費目	具体例
報償費	専門家謝金等
旅費	専門家旅費、事業者・従業員旅費、アルバイト旅費等
需用費	消耗品費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、通訳費、翻訳費、保険料等

委託料	外部事業者への委託料。ただし、事業費の50%を超えて委託することはできません。
使用料及び賃借料	会場借上費、機器等借上費等
原材料費	試作等のための原材料費
賃金	アルバイト賃金。ただし、事業実施に伴う短期アルバイトに限ります。
その他	その他知事が特に必要と認める経費

(注1) 原則として、事業期間内に発注、契約、納品、支払をしたものが対象となります。

(注2) グループを構成する各事業者においては、グループ内の他の事業者への発注、委託を行うことはできません。また、親会社・子会社の間での発注、委託も同様とします。

(注3) 一般事務など申請事業に直接関係しない間接的業務に伴う設備投資、機器等の購入、外注費、家賃等の経費は補助対象外です。

<対象経費に含まれないものの例>

- ・販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費
- ・土地、建物等不動産の購入及び改良、据付、保守又は修繕に要する経費
- ・労務費、振込手数料、借入れに伴う支払利息、公租公課（消費税等）、建物の登記費用、官公署に支払う手数料等
- ・飲食・接待費、税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用、その他公的資金の用途として、社会通念上、不適切と認められる費用
- ・華美なもの（必要以上に高価な什器、美術品等）
- ・人件費（事業実施に伴う短期アルバイトを除く）

2 応募資格

(1) 申請者について

①補助対象者となる織物事業者については、次に掲げる者としします。

ア 京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例（平成17年京都府条例第42号。以下「条例」という。）に基づく京もの指定工芸品（以下「指定工芸品」という。）に指定されている丹後ちりめん及び丹後藤布の製造を行っている事業者

イ 条例に基づく京もの技術活用品として指定されている丹後ちりめん工芸品の製造を行っている事業者

ウ 指定工芸品の西陣織の受託製造を行っている事業者

エ 服地等の広幅織物の製造を行っている事業者

②グループで申請する場合は、当該グループとして事業目的のために使用した経費を補助対象経費とし、補助対象経費の支払いに当たっては、当該グループ名でのエビデンス（請求書、領収書等）が必要となりますので、ご注意ください。

③京都府織物・機械金属振興センターとの連携については、個別に同センターにお問い合わせください。

(2) 応募に関するその他留意事項

①次のいずれかに該当する者は、申請者となることができません。

- ア 国や自治体等による競争的資金において、不正経理や不正受給を行ったことがある者
- イ 府税の滞納がある者
- ウ 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成23年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- エ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 申請手続

(1) 交付申請書

- ① 交付申請書の様式は、所定の様式（別記第1号様式）を使用してください。
なお、その他提出が必要な書類は、様式内に記載してありますので、ご確認ください。
 - ② 交付申請書の添付書類として、パワーポイント等により作成した事業の全体概要がわかる資料を添付いただくことも可能です。（提出は任意）
 - ③ 交付決定前に事業を開始する場合は、所定の様式（別記第2号様式）により、事前着手届を提出してください。ただし、補助金の採択を確約するものではありませんので、ご注意ください。
- ※ 「府税に滞納がないことの証明書」の入手方法などについては、所管の府税事務所、広域振興局税務室・府税出張所もしくは京都府庁税務課にお問い合わせください。

(2) 提出部数

- 2部（内1部は写しで可）
- ※ 提出書類に不備がある場合や、受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合には、交付決定を取り消すことがありますので、ご注意ください。

(3) 募集期間

- 令和2年4月20日（月）から令和2年6月5日（金）の午後5時まで（必着）
- ※ 受付時間は、祝祭日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとします。
- ※ 持参または郵送によりご提出ください。

(4) 申請書類等

- ① 原則、すべて資料は 用紙A4版・片面印刷をお願いします。
- ② 印が必要な申請書に押印があることを確認してください。
（印は会社印や代表取締役印などの押印をしてください。）
- ③ 様式自由の書類についてはエクセル等で作成したもので結構です。

④交付申請書等については京都府織物・機械金属振興センターホームページよりダウンロードいただけます。

(5) 提出・問い合わせ先

京都府織物・機械金属振興センター

〒627-0004

京丹後市峰山町荒山225（丹後・知恵のものづくりパーク内）

TEL：0772-62-7400 FAX：0772-62-5240

4 交付決定

(1) 採択要件

事業の採択に当たっては、以下の要件を重視します。

①課題の必要性

業界・企業・社会のニーズに適切に対応しており、課題に取り組む必要性があること。

②目標設定の妥当性・実行可能性

事業期間内に到達すべき適切な目標が設定されているとともに、実行可能性が十分見込まれること。

③事業性

事業性が高く、効果が大きいこと。

④京都府織物・機械金属振興センターとの連携の可能性

京都府織物・機械金属振興センターとの連携により、より効果的な事業推進が見込まれること。

(2) 交付決定

審査の上、採択事業と補助金額を決定し、申請者あて通知します。

なお、採択決定をした場合でも、補助金は予算の範囲内で交付しますので、交付決定額は、申請額を下回る場合があります。

(3) 支払い

支払いは原則精算払いとします。

なお、概算払いを希望される場合は、採択後に、経費執行計画を元に協議をいたしますので、ご相談ください。

(4) その他

①採択案件は、必要に応じて、実施内容の要約を公表する場合があります。

②採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は保存しなければなりません。